

# 番号制度の全国導入には ITCの手助けが要る

特定非営利活動法人 ITコーディネータ協会

播磨 崇

ITコーディネータはIT経営を実現するプロフェッショナルです

## お話の内容

はじめに

- 第一章 共通番号制度の概要
  - 1. 共通番号制度とは
  - 2. 番号制度の必要性和メリット
  - 3. 期待される想定効果試算
  
- 第二章 共通番号制度の展開
  - 1. 共通番号制度の仕組み  
番号付与、情報連携、個人カード
  - 2. マイポータルの設置
  - 3. 特定個人情報保護について
  
- 第三章 ITコーディネータ活躍への期待
  - 1. 自治体における影響とITCへの期待
  - 2. 民間企業における影響とITCへの期待
  - 3. 民間連携・活用の可能性

おわりに

## ◆ ITコーディネータ協会(ITCA)

2001年2月、中小企業の発展と成長を目指した国家プロジェクトから生まれた  
ITコーディネータ資格者(経済産業省推進資格)の育成・普及のために創設されました

## ◆ ITコーディネータ(ITC) 経済産業省 推進資格

経営とITの融合(IT経営)により、経営の革新(イノベーション)を目指す経営者のために、  
「IT経営の実現を支援するプロフェッショナル」です

## ◆2014年度中小企業経営力大賞へのITCの貢献

経済産業大臣賞を含む優秀賞13件の内7件をITCが支援  
認定企業108件の内45件をITCが支援

## ◆ITCの現状

現在の認定者 6200名(2014.3現在) 毎年資格更新が必須

特徴 ITコーディネータ資格と同時に他資格(中小企業診断士、税理士、情報処理  
資格など)を保有する多産な人材集団

# はじめに

社会保障・税番号(以下共通番号と略す:マイナンバー)法案は、民主党政権化で2012年2月14日閣議決定され、国会に提出されましたが、12月の衆院解散により廃案になりました。しかし自公政権は再度閣議決定し、国会に提出、2013年5月24日に成立しました。共通番号は国民一人ひとりに番号をふり、年金や健康保険などの社会保障給付と納税を一つの個人番号で管理する国民ID制度であり、当初予定を1年遅れ2016年から導入されます。給付の申請や税の確定申告などが簡素化され、税・社会保障料の適正な徴収や給付につながるだけでなく、医療・介護情報連携などに活用することにより、患者の利便性向上や、重複検査などの防止、さらには災害時の緊急医療へ適用など、幅広い効果が期待できます。

本講演では、共通番号制度の概要を紹介し、その背景や行政効率化への期待、官民情報連携や民間活用の展望などを、個人情報保護や推進上の課題などを交えて紹介し、ITコーディネータの活躍の場を考察します。

なお、本資料は以下の公開資料等をベースに作成しております。

電子行政タスクフォース公開資料  
社会保障・税番号制度概要

# 共通の身分証明書がない国

国民全員が所持可能で統一されたフォーマットの身分証明書がない！

	氏名	住所	生年月日	性別	顔写真	デザイン
運転免許証	○ (フリガナなし)	○	○	×	○	○ (基本的に全国統一)
健康保険証 (全国健康保険協会の場合)	○ (フリガナあり)	×	○	○	×	○ (全国統一)
パスポート	○ (ローマ字は印字、漢字等は自署転写)	×	○	○	○	○ (全国統一)
住民基本台帳カード	○ (フリガナなし)	○	○	○	△ (顔写真がないものも選択可能)	×
社員証・学生証	○ (フリガナの有無は身分証ごとに異なる)	×		○	×	

# バラバラに振られている番号

官民で現在使われている番号は組織・制度毎にバラバラである！

分野	制度/サービス	番号名	発行者	
行政	年金	基礎年金番号	厚生労働省	
	医療保険	健康保険	健康保険被保険者証記号番号	全国健康保険協会 健康保険組合
		国民健康保険	国民健康保険被保険者証記号番号	市区町村 国民健康保険組合
		船員保険	船員保険被保険者証記号番号	全国健康保険協会
		共済組合	共済組合組合員証番号	共済組合
	介護保険	被保険者番号	市区町村	
	福祉	児童手当	整理番号	市区町村
		児童扶養手当	整理番号	市区町村
		生活保護	ケース番号	市区町村
		特別障害者手当	整理番号	市区町村
	雇用保険	雇用保険被保険者番号	厚生労働省	
	恩給	恩給証書記号番号	総務省 市区町村	
	住民基本台帳	住民票コード	市区町村	
	印鑑登録	印鑑登録番号	市区町村	
	戸籍	戸籍番号	市区町村	
	パスポート	旅券番号	外務省	
	自動車運転	運転免許証番号	都道府県公安委員会	
	外国人登録	外国人登録原票登録番号	市区町村	
	公共サービス	水道	お客様番号	水道局
民間	医療	カルテ番号	医療機関	
	民間医療保険	保険証券番号	生命保険会社	
	金融サービス	口座番号	銀行、証券会社	
		クレジットカード番号	クレジットカード会社	
	公共サービス	電力	お客様番号	電力会社
ガス	お客様番号	ガス会社		

# 第1章 共通番号制度の概要 (社会保障・税番号制度)

6

All Rights Reserved Copyright JESAP 2013

## 共通番号制度とは

### ◆ 共通番号制度の要綱

#### 利用範囲

- 年金、健康保険、介護保険の届け出や受給、保険料の支払、失業保険の受給
- 税務署や自治体への税の申告
- 災害時の番号活用策も検討  
(家を失った被災者の本人確認、避難に支援がいる要介護者の把握などが想定)

#### 個人情報保護策

- 情報は一機関が持たず分散管理、システム内部では共通番号以外で連携
- 自分の情報へのアクセス記録は確認可能
- 第三者機関が、番号を扱う行政、企業を監督し、苦情処理、立入検査、改善指導・命令
- 個人情報の盗用や守秘義務違反の罰則強化

#### 推進スケジュール

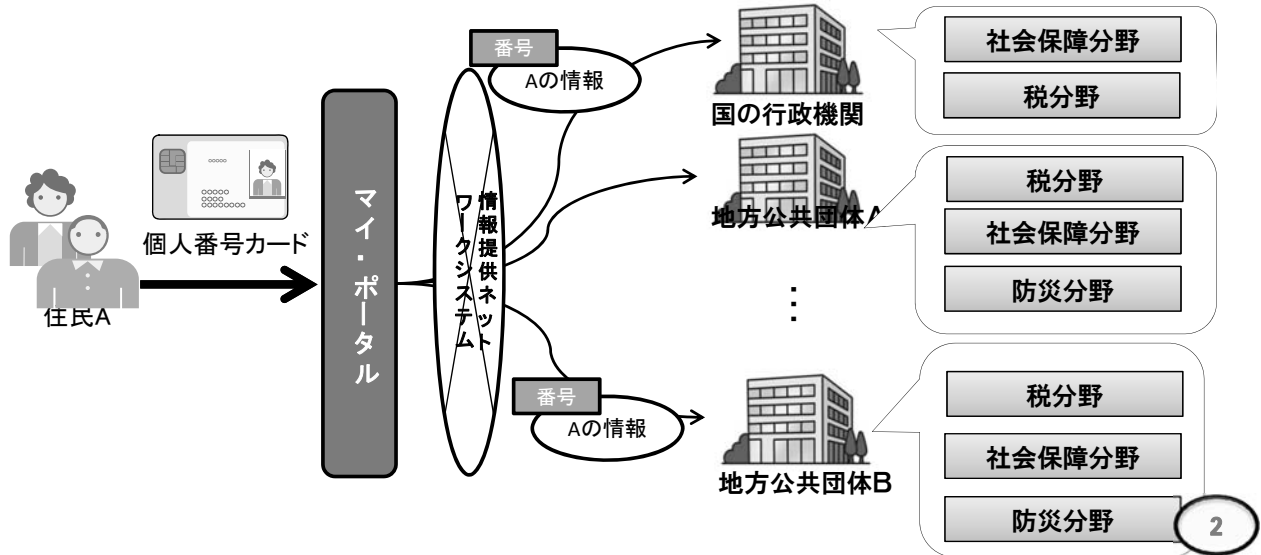
- 2011年6月 社会保障・税番号大綱を策定
- 2012年2月 マイナンバー法及び関係法律の改正案提出を閣議決定(野田内閣)
- 2013年5月 マイナンバー法案成立(安部内閣)
- 2015年1月 第三者機関を設置
- 2015年6月 日本国民、中長期滞在者及び特別永住者等の外国人住民に付番
- 2016年1月 利用開始し、段階的に利用範囲を拡大

7

# 共通番号制度とは

## ◆共通番号制度概要

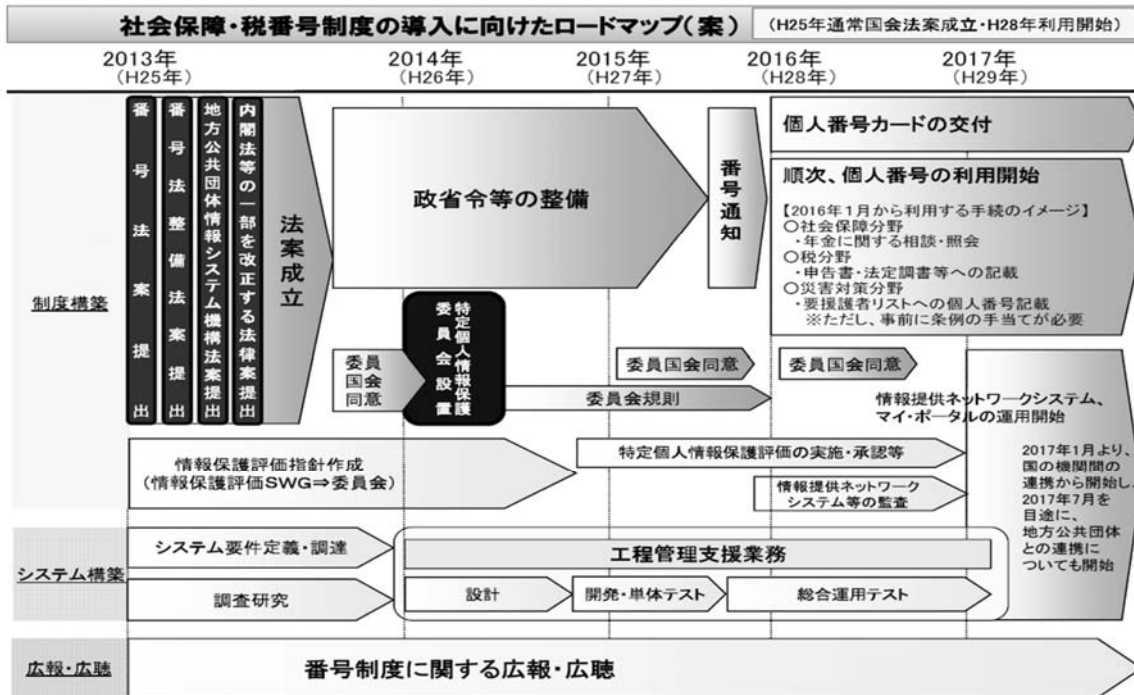
- 国民一人ひとりに、唯一無二の、民-民-官で利用可能な、見える「番号」を付番し、国民の利便性を向上させるとともに、行政運営の効率化を図ることを目的とした制度です。
- 複数の機関において、それぞれの機関ごとに同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を活用することが可能になります。
- 本人確認(公的認証)の仕組みとして、個人番号カードを交付します。
- 国民は、マイ・ポータルを使って自己情報やプッシュ型のお知らせを確認したり、ワンストップでのオンラインサービスを利用することができるようになります。



# 共通番号制度とは

## ◆共通番号制度のロードマップ

平成27年秋に「番号通知」郵便が、翌年1月から役所で「番号カード」が貰える！



## ◆背景と課題

～国民一人一人に番号を割り振る制度はなぜ必要なのか？～

### 必要性の社会的背景

- 少子高齢化(現在一般歳出の半分以上を占める社会保障費の限りない増加！)
- 行政制度・運営の効率性、透明性向上への要請(行政コスト削減と国民の利便性向上)
- 公的負担や給付の公平性確保へ要請(申請主義は時代遅れ！)
- 活用できる情報通信技術の進歩(安価なネットワーク、電子記録、ポータルなど)
- 災害発生時の支援活動(被災高齢者の病歴・診療履歴確認、義損金の給付など)

### 制度がないために発生している課題

- 税務署に提出される法定調書の中で名寄せが困難なものは活用に限界
- より正確な所得・資産の把握に基づくきめ細かな社会保障制度等の導入が困難
- 長期間に渡って個人を特定する必要がある制度の適正運営が困難(年金記録管理など)
- 医療保険などにおける関係機関同士の連携が非効率
- 養子縁組による氏名変更を乱用された場合に個人の特定が困難

・  
・  
・

10

## ◆理念と効果

～国民一人一人に番号を割り振る制度により以下の理念と効果が実現！～

### 理念

- より公平・公正な社会の実現
- 社会保障がきめ細かく的確に行われる社会の実現
- 行政に過誤や無駄のない社会の実現
- 国民にとって利便性の高い社会の実現
- 国民の権利を守り、自己情報をコントロールできる社会の実現

### 効果

- 所得等の情報の把握とその社会保障や税への活用を効率的に実施
- 真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実
- 負担・分担の公正性、各種行政事務の効率化が実現
- 国民にとって利便性の高い社会の実現
- IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを、国と自治体で連携して構築
- ITを活用した国民の利便性の向上も期待(マイポータルなど)
- 災害発生時の被災者支援の迅速化、適切化

11

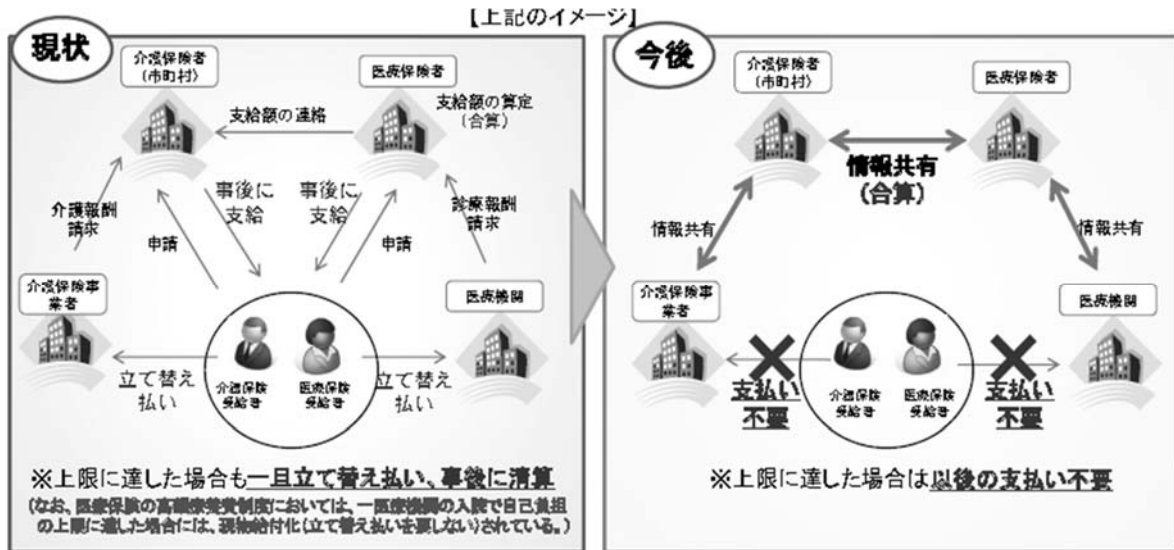
# 共通番号の必要性とメリット

## ◆ 社会保障分野で便利になること①

### 本高額医療・高額介護合算制度の改善

上記制度で自己負担の上限に達した場合、保険者と医療・介護サービス提供者間の情報連携により、立て替え払いすることなく、以後の医療・介護サービスを受けることが可能

連携機関：市町村、都道府県、医療保険者、介護・医療サービス提供者、審査支払機関



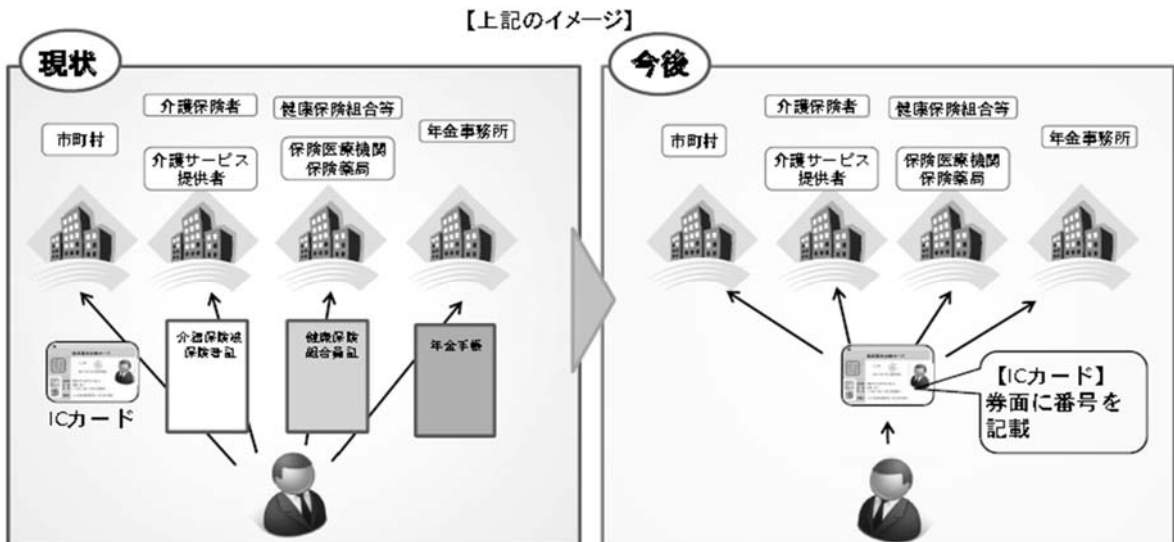
# 共通番号の必要性とメリット

## ◆ 社会保障分野で便利になること②

### 保険証機能の一元化

券面に「番号」を記載した1枚のICカードの提示により、年金手帳、医療保険証、介護保険証などを提示したものとみなす

連携機関：市町村、都道府県、医療保険者、介護・医療サービス提供者、年金保険者



# 共通番号の必要性とメリット

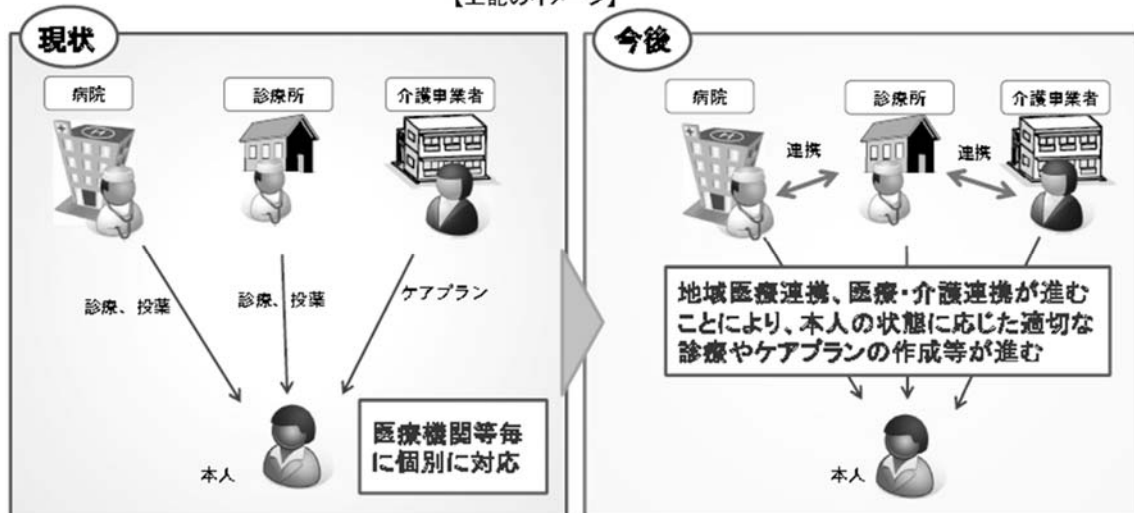
## ◆ 社会保障分野で便利になること③

### 自己診療情報の活用

医療・介護サービスの現場において、本人が自分の診療情報等を容易に入手・活用できるようになり、地域医療連携、医療・介護連携の基盤整備が進展

連携機関：病院、診療所、介護事業者

【上記のイメージ】



# 共通番号の必要性とメリット

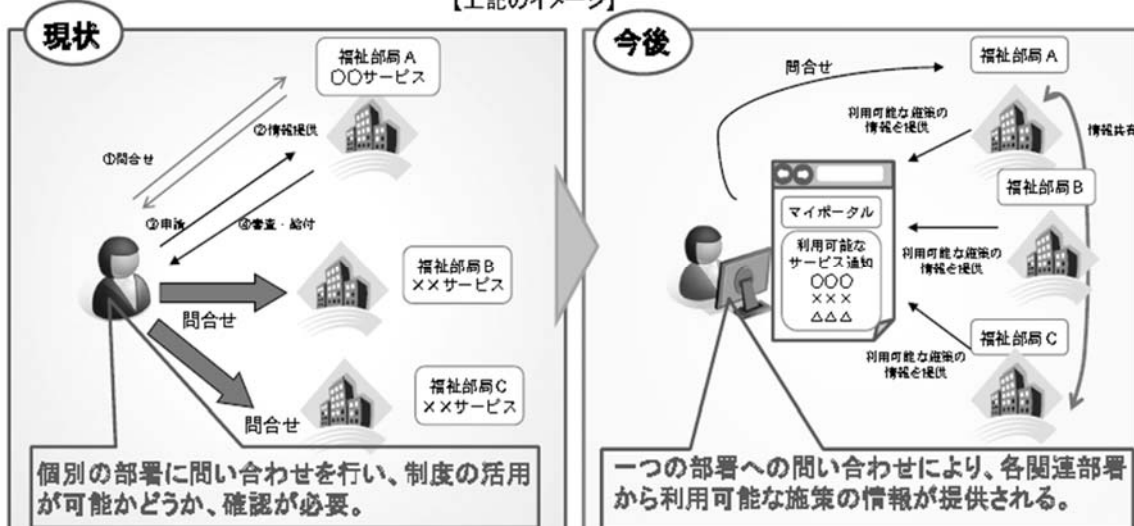
## ◆ 社会保障分野で便利になること④

### 給付可能サービスの行政側からの通知

障害がある方などに対し、本人の同意に基づき利用可能な様々な施策の情報を提供

連携機関：国、都道府県、市町村

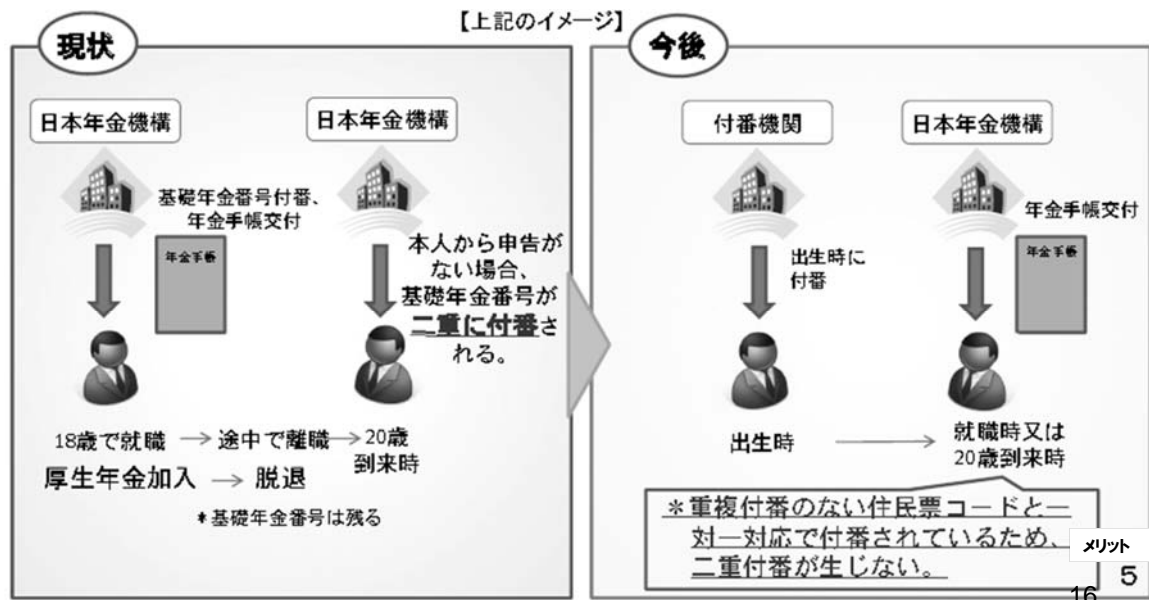
【上記のイメージ】





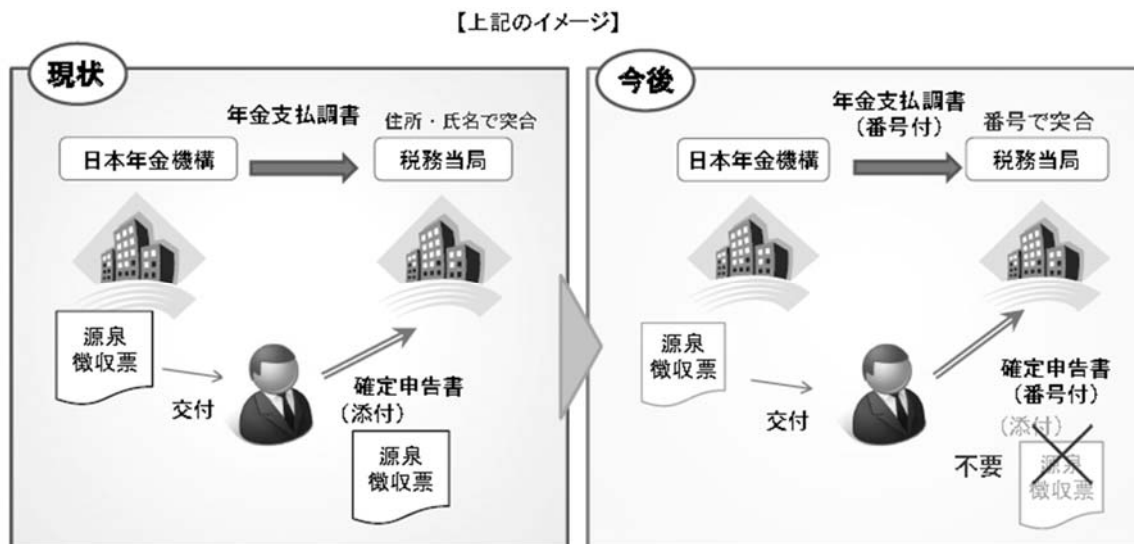
## ◆年金分野で便利になること①

年金制度の的確な運用  
年金分野で「共通番号」を利用することにより、二重に基礎年金番号が付番されたり、二重に年金手帳が交付されることを防止



## ◆年金分野で便利になること②

確定申告手続きの簡略化  
確定申告の際に、必要な公的年金等の源泉徴収票の添付が不要  
連携機関：国税庁、市町村、日本年金機構



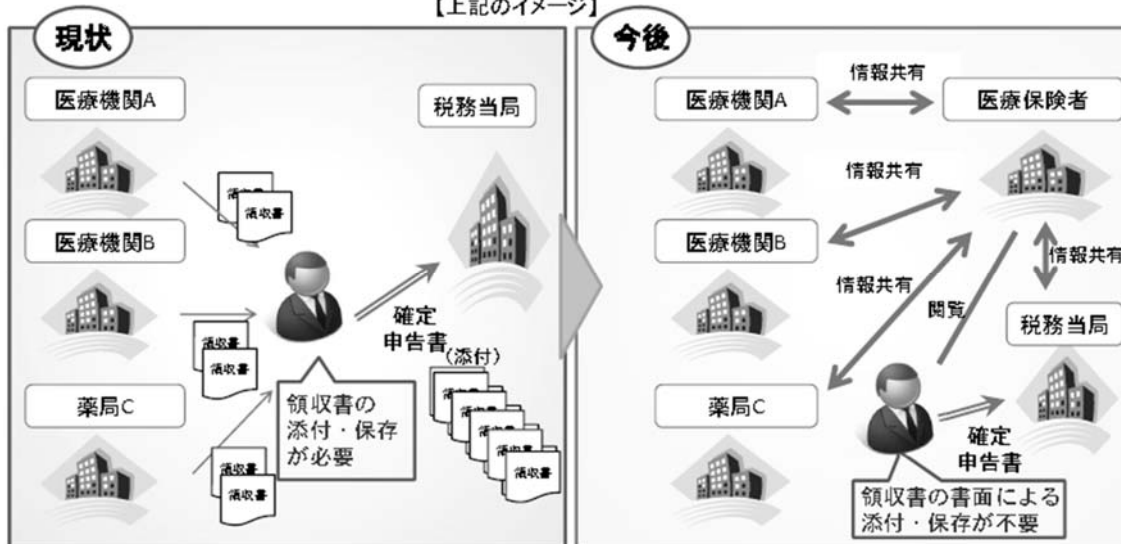
## ◆医療分野で便利になること

### 確定申告手続きの簡略化

保険医療機関・保険薬局等での医療費の自己負担額が把握できるようになれば、確定申告の医療費控除に必要な領収書等の書面による添付・保存が不要

連携機関：国税庁、市町村、都道府県、医療サービス提供者、医療保険者

【上記のイメージ】

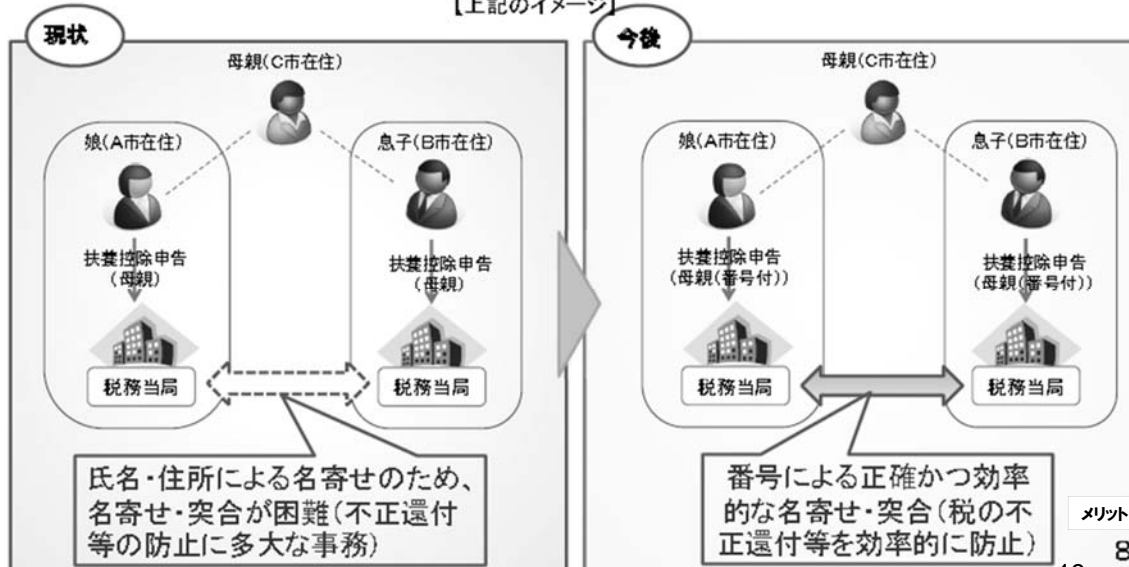


## ◆税務分野で便利になること①

### 所得の過少申告等の防止

税務当局が保有する各種所得情報や扶養情報について共通番号で名寄せ・突合することにより、所得の過少申告や扶養控除のチェックが効率的にでき、税の不正還付等を防止

【上記のイメージ】



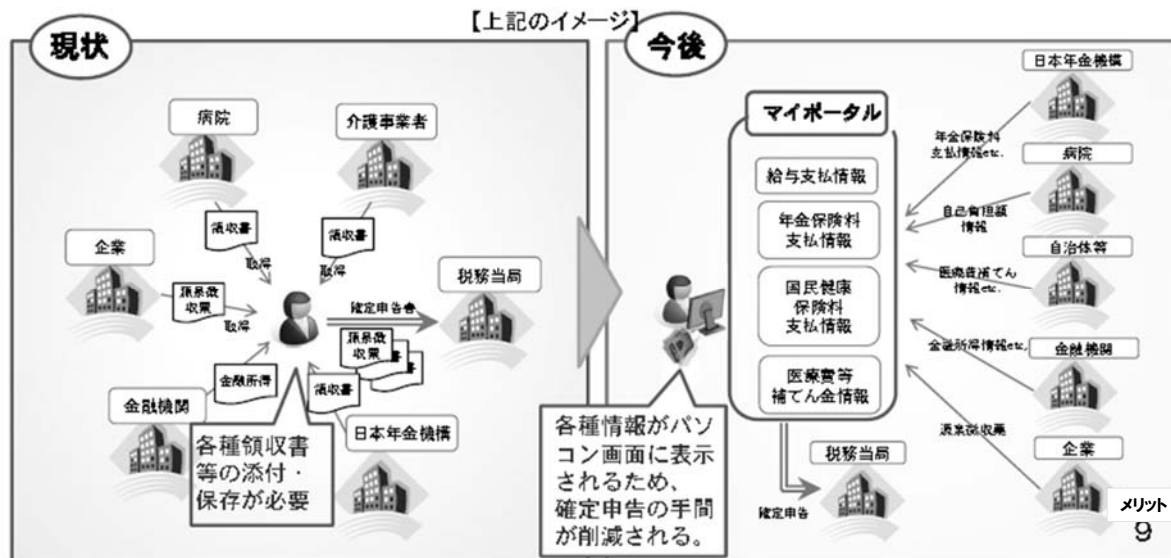
メリット

8

## ◆ 税務分野で便利になること②

確定申告の際の自己情報の確認

e-TAXで確定申告を行う際、社会保険料控除の対象となる保険料や、医療費控除額の算出に必要な情報をマイポータル(仮称)で確認可能



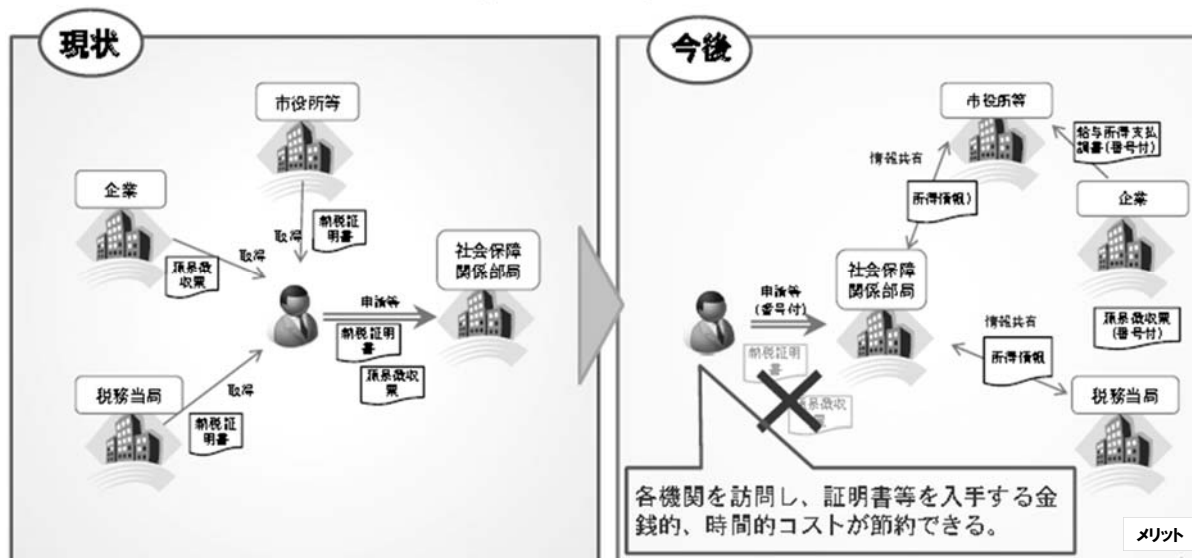
20

## ◆ 申請・届出で便利になること

添付書類の削減

各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(納税証明書等)が省略可能

【上記のイメージ】



21

## ◆添付書類の削減が可能になる手続例

### 給付等の申請

児童扶養手当、母子家庭自立支援金、障害児福祉手当、特別障害者手当など

### 自己負担割合・自己上限負担額の決定

高額療養費、入院時食事療養費、入院生活療養費の自己負担限度額

高齢者に係わる医療保険の自己負担割合

養護老人ホームに係わる入所者負担、扶養者負担

障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス、補装具等の自己負担

保育所、児童入所施設等の徴収金

### 国税・地方税の申告等

住宅ローン控除

住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の特例

居住用資産を買換えた場合の課税の特例

相続時精算課税の選択に係る届出

事業用資産を買換えた場合の課税の特例

## ◆さらに期待される効果

### (1) データ標準化による入力事務の軽減

⇒全国の1742市町村(47都道府県も含む)が情報ハイウェイで結ばれる

### (2) 企業における役所関係手続の効率化

⇒民間会社との情報システムの連携があり、民間企業でのITCも仕事が拡大のチャンス

### (3) マイポータルを利用した国民本位の電子行政の実現

⇒利用者側である、住民の目線からの「番号制度」の利便性が展開していく

## (1) データ標準化による入力事務の軽減

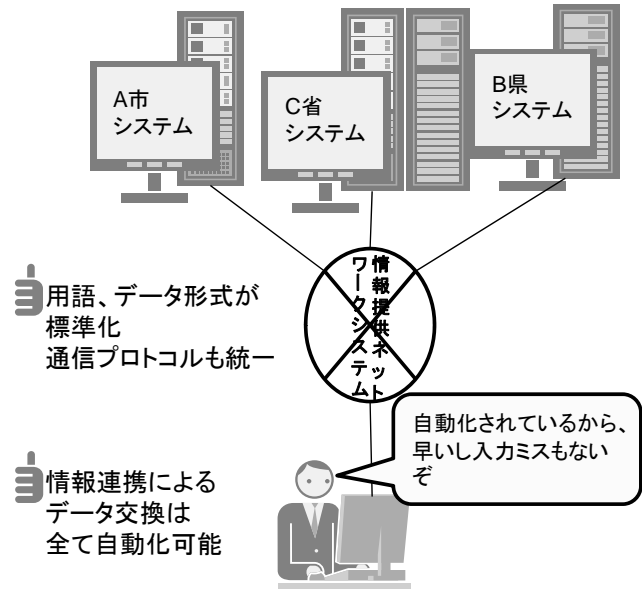
### 現在は...

- 市町村や国の行政機関ごとに、データ形式が異なるため、データの機械判読ができないケースが多発しています。



### 番号制度導入後は...

- 情報提供ネットワークシステムを使って情報連携する際のデータが標準化されます。



## (2) 企業における役所関係手続の効率化

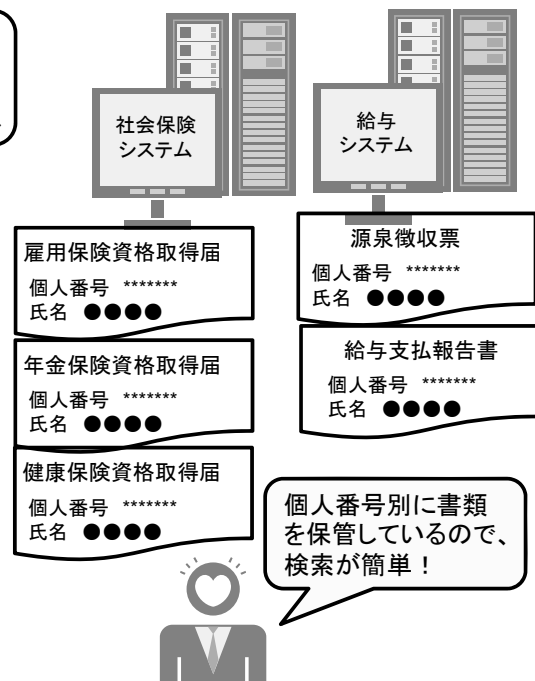
### 現在は...

- 企業の従業員等の給与や保険関係について、従業員を特定するための番号が役所ごとにまちまち



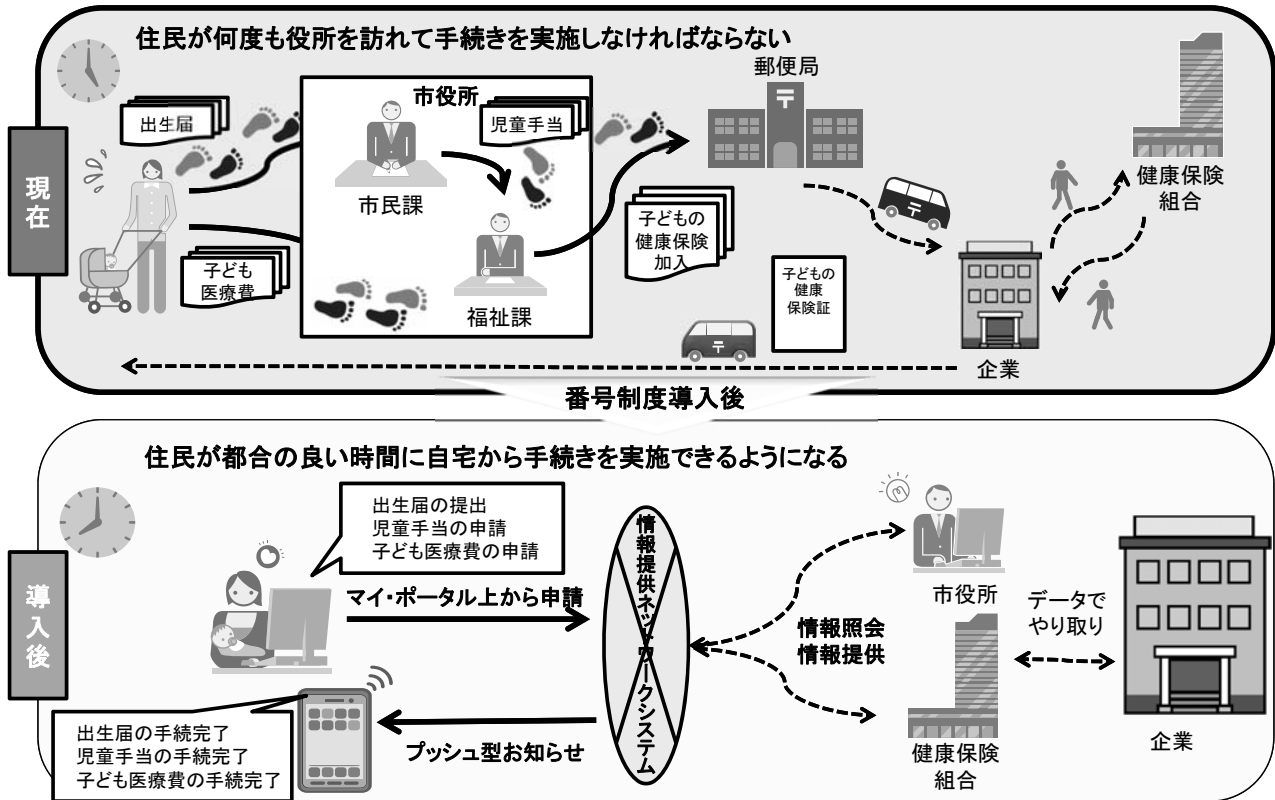
### 番号制度導入後は...

- 個人番号に統一されます。



### (3) マイ・ポータルを利用した国民本位の電子行政の実現

- マイ・ポータルを利用した、プッシュ型サービスやワンストップサービスを提供する仕組みと実現が期待されています。



### 共通番号制度による想定効果試算

国民の利便性向上: 年間約7500億円  
 国民の窓口訪問時間が削減、各種申請の添付書類削減、郵送コスト等合理化など

民間企業～行政間の効率化: 年間約6300億円  
 従業員の税・社会保険料徴収業務の効率化、行政への申請・届出等の合理化、添付書類・保存管理業務削減など

民間企業間の効率化: 年間約7000億円  
 顧客の本人確認や住所確認業務の合理化、契約時における添付書類などの削減効果など

省庁間、国・地方間の効率化: 年間約1兆円  
 顧情報連携による業務効率化、同一業務のクラウド化、業務見直しによる民間委託など

年間3兆円以上の導入効果



新たなサービスの創出

日経連による試算

## 第2章 共通番号制度の展開

28

### 共通番号制度の仕組み

～共通番号制度は3つの仕組みが構成される！～

#### 付番の仕組み

- 個人番号は住民票を有する全員に付番(悉皆性)
- 一人一番号で重複のないよう付番号(唯一無二性)
- 所管機関は個人番号は総務省、法人番号は国税庁
- 利用できる分野は年金・医療・福祉・介護・労働保険の各社会保障分野、国税・地方の各税務分野、災害時の被災者支援分野

#### 情報連携の仕組み

- 情報連携の範囲は当面は社会保障分野と税務分野
- 情報連携は「情報提供ネットワークシステム」を通じて実施し、データのやり取りの承認やアクセス記録の保持を行い、国民が自己情報へのアクセス記録を確認できるなど個人情報保護に配慮
- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化

#### 本人確認の仕組み

- 既存の公的個人認証の活用及び個人番号カードを交付することにより実現

## ◆付番の仕組み： 個人番号

最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)に関連付けられる新たな個人番号を付番し、視認性(見える番号)で官民での連携利用を図る！

付番	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。(第7条第1項)</li> <li>※対象者は住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人。</li> <li>※所管は総務省、市町村の事務は法定受託事務。</li> <li>※個人番号の桁数は、12桁を予定。</li> </ul>
変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村長は、個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるときは、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。(第7条第2項)</li> </ul>
番号生成機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ地方公共団体情報システム機構に対し、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、個人番号とすべき番号の生成を求める。(第8条第1項)</li> <li>地方公共団体情報システム機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるものであり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知する。(第8条第2項)</li> </ul>

30

## ◆付番の仕組み： 法人番号

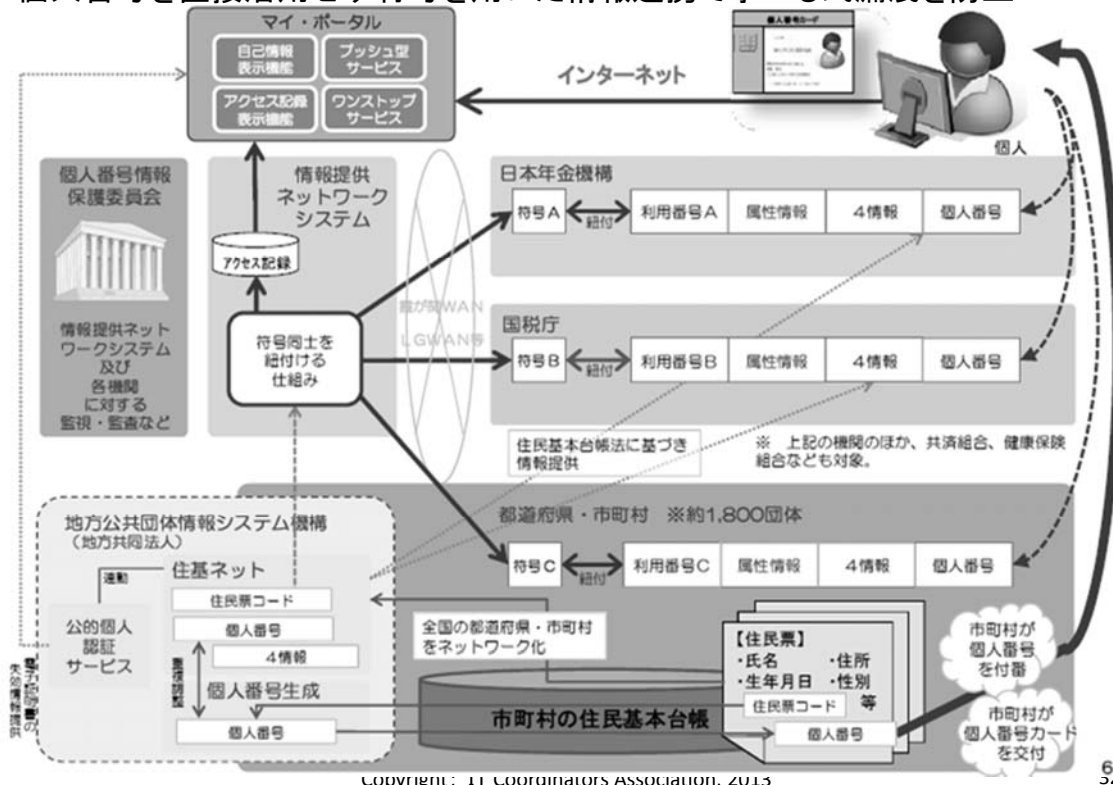
個人番号における悉皆性、唯一無二性、視認性を法人に展開！  
民間企業も、「法人番号カード」が配布！

付番	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税庁長官は、法人等に対して、法人番号を指定し、通知する。(第58条第1項)</li> <li>※所管は国税庁。</li> <li>※法人番号の桁数は、13桁を予定。</li> <li>国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。(第60条)</li> <li>法人番号の付番対象(第58条第1項、第2項)             <ul style="list-style-type: none"> <li>①国の機関及び地方公共団体、②登記所の登記簿に記載された法人等、③法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人、④国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務、特別徴収義務、法定調書の提出義務を有する、又は法定調書の提出対象となる取引を行う法人。</li> </ul> </li> </ul>
変更・通知、検索及び閲覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人番号は変更不可</li> <li>国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知</li> <li>法人番号は官民を問わず様々な用途で利活用</li> <li>※法人等の基本3情報(商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号)の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ。</li> </ul>



## ◆情報連携

～個人番号を直接活用せず符号を用いた情報連携で芽づる式漏洩を防止！～



2013/4

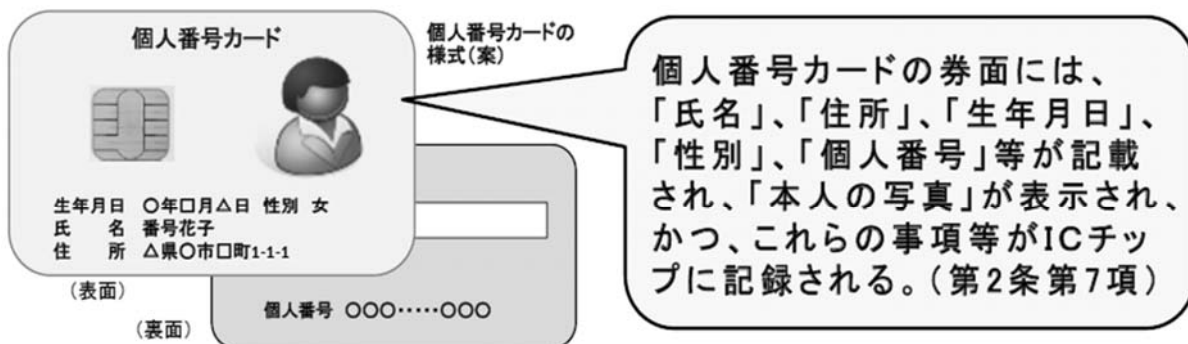
Copyright: IT Coordinators Association, 2013

6

# 共通番号制度の仕組み

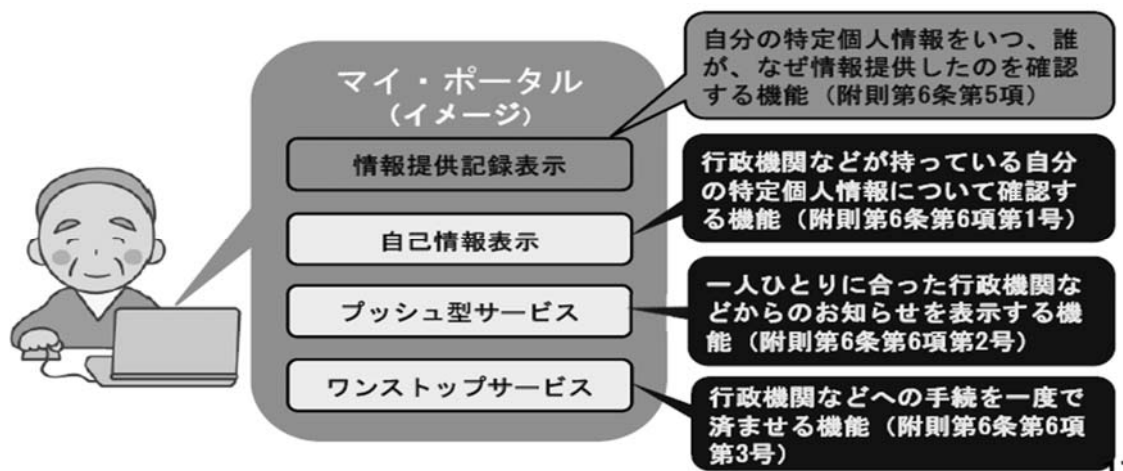
## ◆本人確認の仕組み： 個人番号カード

～従来民間には認めなかった公的個人認証の署名検証者を、民間にまで広げたことで、個人番号の民間展開の途が大きく開けた！～



- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができる。(第18条第1号)
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、電子利用者証明の仕組みによる公的個人認証に利用する。
- ④ 公的個人認証の署名検証者の範囲を拡大し、総務大臣が認める民間事業者を追加する。

- ◆マイ・ポータルによりプッシュ型行政サービスが可能に！
- ◆個人カードで接続し自分に関する各種情報を閲覧、防災情報も注目！

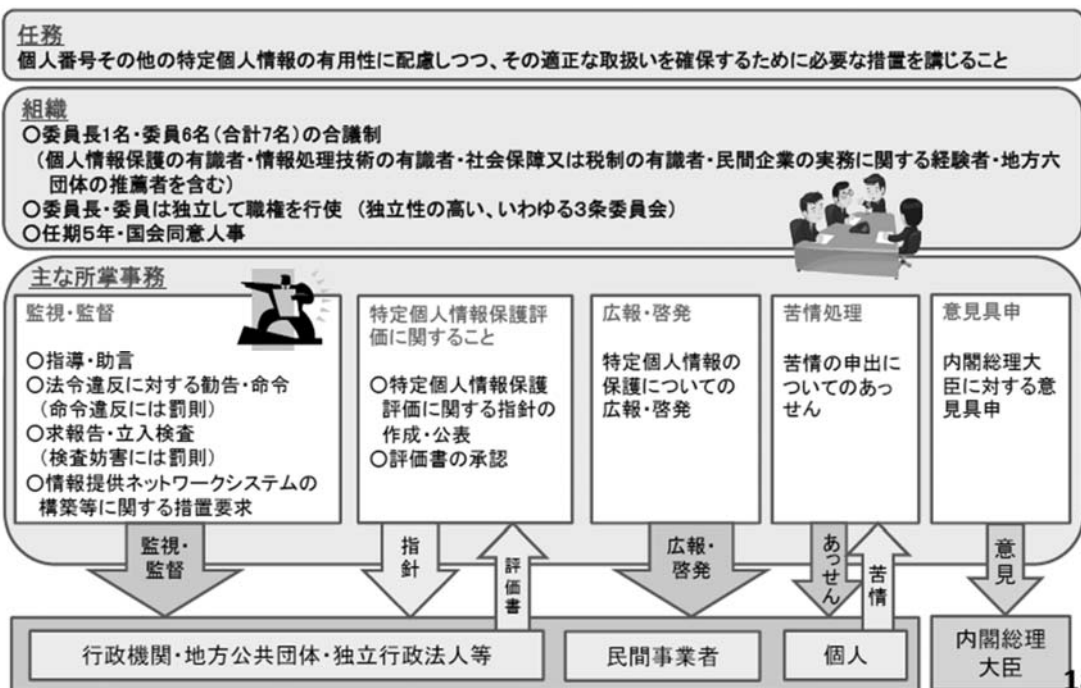


マイ・ポータルの民間開放で新たなサービスも！(2018年秋に民間開放可否判断)

- ポータル上で住所変更すれば電気・ガス・銀行口座などが自動的に登録変更
- 銀行口座とつないでネット上で税金や社会保険料などを支払い
- 電子カルテを本人と医師がポータル上で共有(医療機関)

# 特定個人情報保護について

- ◆個人情報保護のために独立性の高い特定個人情報保護委員会を設置



## ◆特定個人情報保護評価制度の制定

行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関など）は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。（番号法第27条第1項）

### 特定個人情報保護評価とは

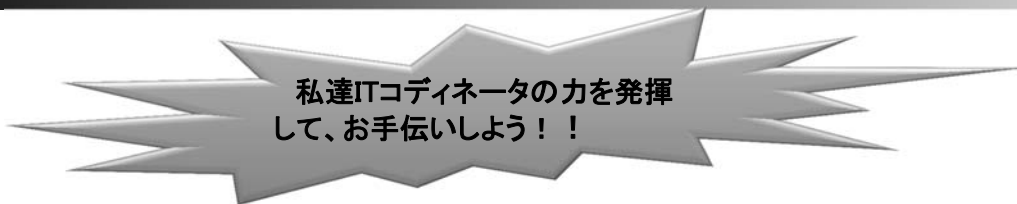
- 特定個人情報ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みをいい、米・加・豪・英等の諸国で行われているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するもの。
- 具体的には、特定個人情報を保有することでどのようなリスクがあり、そのリスクをどのようにして軽減・緩和しているかを、自ら所定の様式の評価書に記載し、公表するもの。

### 特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を保有する業務・システム

36

## 第3章 ITコーディネータの活躍 への期待



自治体職員の側でも、現在の業務を行いながら、新しい番号制度への移行の準備を必要とされている！



自治体の中でも、独自に進めているところもあるが、大半の自治体はこれからであり、その支援をする人材を求めている！

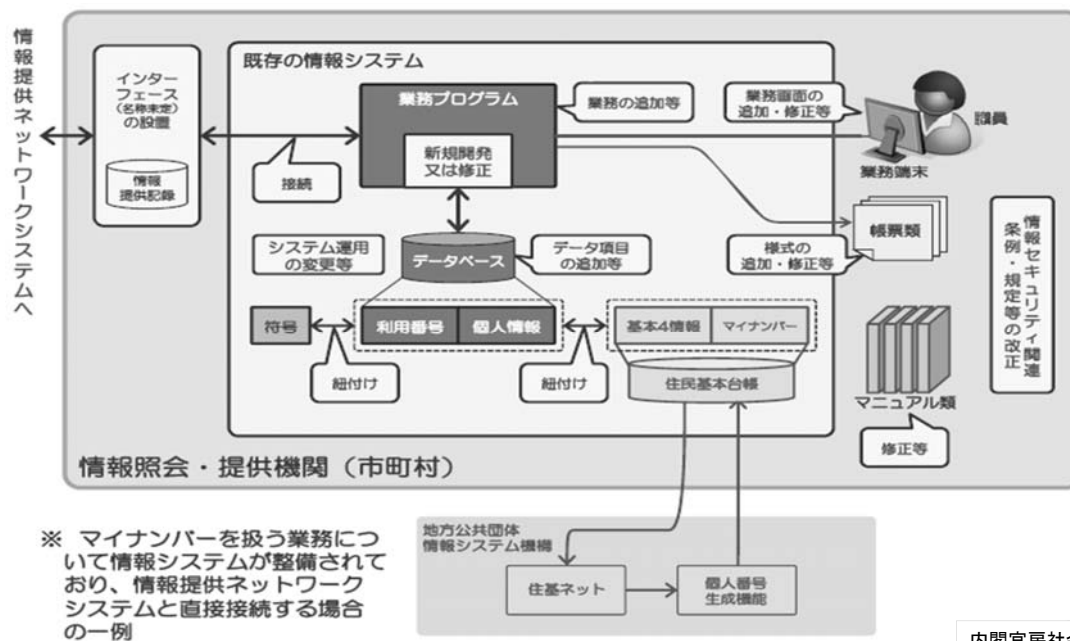
自治体クラウド	
導入済み	: 10%
導入作業中・検討中	: 30%
今後検討	: 30%



もちろん民間企業もその対応がせまられる！

## 自治体における影響とITCへの期待

### ◆自治体情報システムへの影響

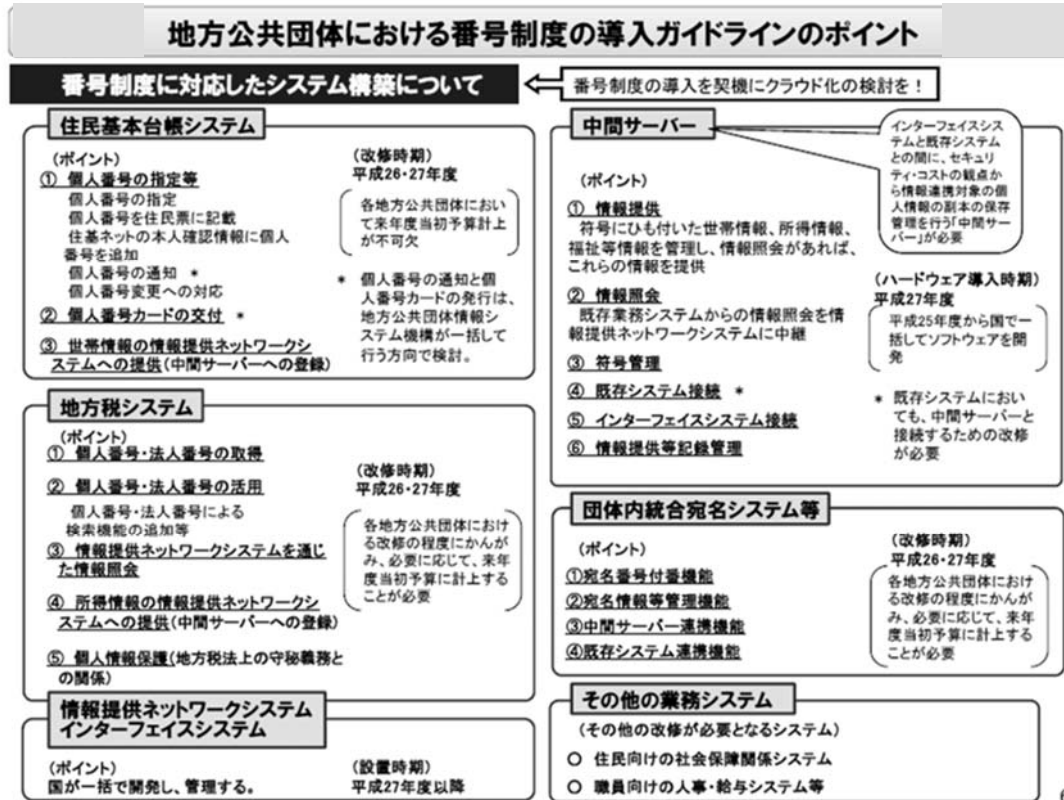


内閣官房社会保障改革担当室資料より



情報ネットワークシステムによりデータの統一化・共通化が進む！  
無駄のない改修のためにITコーディネータがベンダーと自治体との調整役へ！

## ◆自治体情報システムへの影響



2014/3/12

Copyright : IT Coordinators Association, 2013

40

# 自治体における影響とITCへの期待

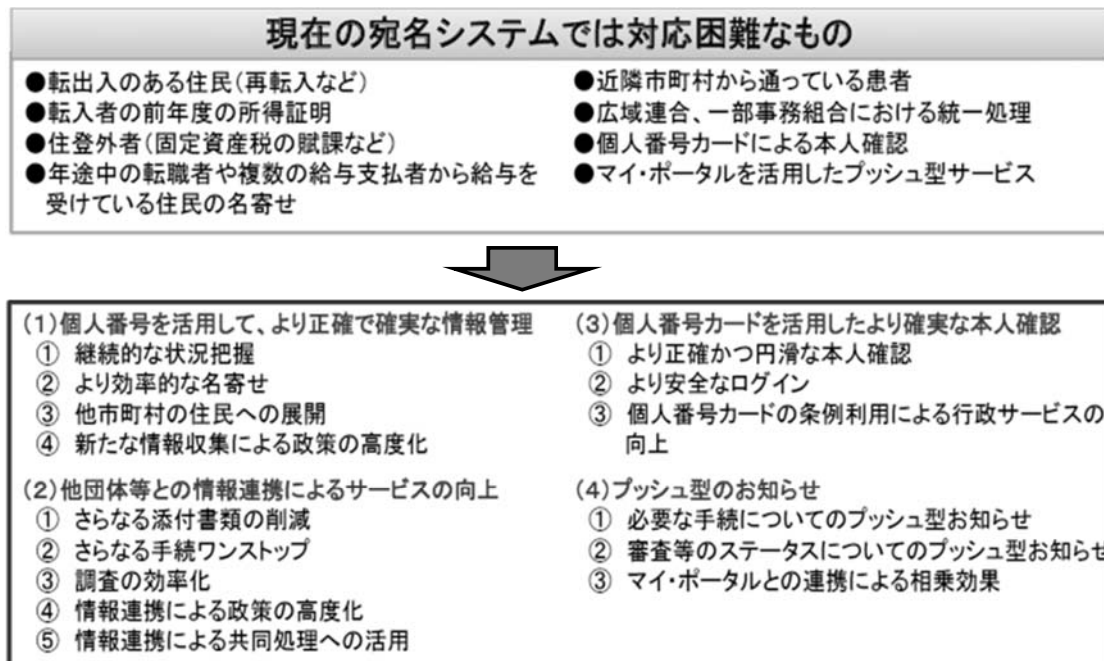
## ◆自治体事務への影響

すべての課が関係課になりうる！ 早急な検討開始が必要！  
全国のITコーディネータはもよりの自治体を尋ねてみよう！！

地方公共団体の事務	関係課
番号制度導入に係る担当課の決定、PTの設置	番号課、全課
番号制度導入後の事務処理の流れの検討、関係課の洗い出し	番号課、全課
個人番号の付番、通知カード及び個人番号カードの交付	番号課、窓口課
番号を独自利用するための条例制定	番号課、原課、法制課
職員を使用する者としての給与支払等事務への対応	番号課、情報課、給与課
特定個人情報保護評価(PIA)の実施	番号課、原課、情報課、保護課
個人情報保護条例の改正	番号課、保護課、法制課
情報セキュリティ関連条例・規定の改正	番号課、情報課、法制課
番号関連システムの設計・開発	番号課、原課、情報課
番号を取り扱う職員への研修等	番号課、原課、人事課

## ◆自治体での個人番号活用

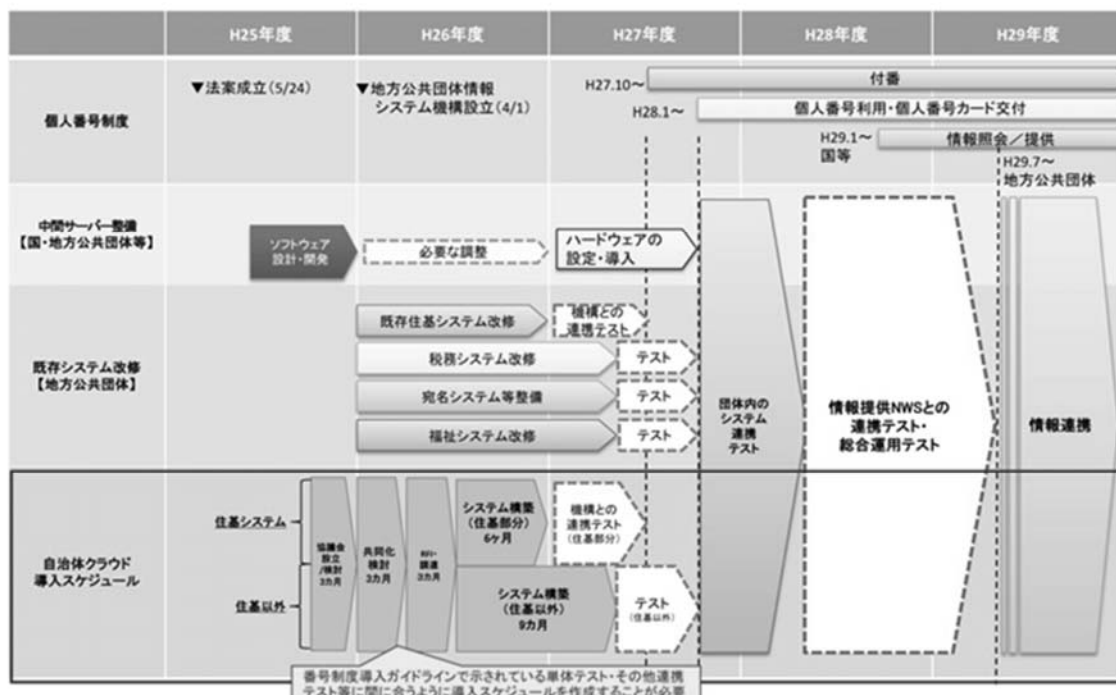
窓口の総合化や、書類審査の削減、さらにはパーソナルな行政サービスへ全国のITコーディネータの手助けが必要！！



42

## ◆26年度から共同化検討を開始する場合

ITCに対する支援に対する期待大



(出典：総務省自治行政局地域情報政策室 『個人番号と同時の自治体クラウド構築スケジュールについて』)

## 1.1 本書の目的

本書は、財団法人 地方自治情報センター(以下、「LASDEC」という。)が平成 22 年度から実施している自治体クラウド導入促進の取組みの一環として、自治体クラウド導入事例の調査結果をまとめたものである。

本書は、以下の 2 点を目的として作成されている。

### 【目的1】自治体クラウド導入を促進すること

自治体クラウドの導入事例から以下のような事項を明らかにし、自治体クラウド導入を促進する。

- ・ 自治体クラウドの概要
- ・ 自治体クラウド推進の必要性
- ・ 自治体クラウドの有効性
- ・ 自治体クラウド導入の進め方

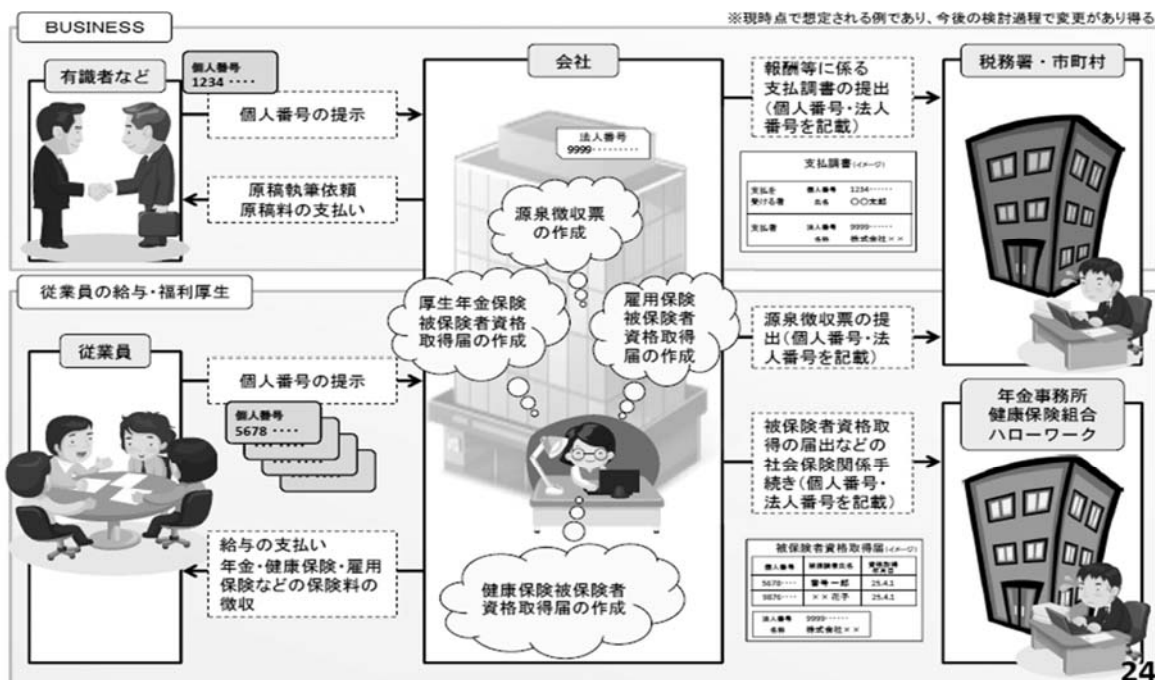
### 【目的2】自治体クラウドを推進する実務者を支援すること

自治体クラウドの導入事例から以下のような事項を明らかにし、自治体クラウドを推進する実務者(担当職員)を支援する。

- ・ 自治体クラウドにおけるサービス利用の流れ(事前検討から、計画立案、仕様検討・システム選定、導入・移行、運用に至るまでの全体像)
- ・ 各フェーズの目標と、実施する作業項目
- ・ 自治体クラウド導入に向けた課題と解決の方向性

# 民間企業における影響とITCへの期待

◆人事・総務関連を中心にデータの統一化・共有化が進む！  
民間企業でもITコーディネータの手助けを必要としている！！



さまざまな活用モデルが検討されている！  
ITコーディネータからのユニークな構想も求められている！

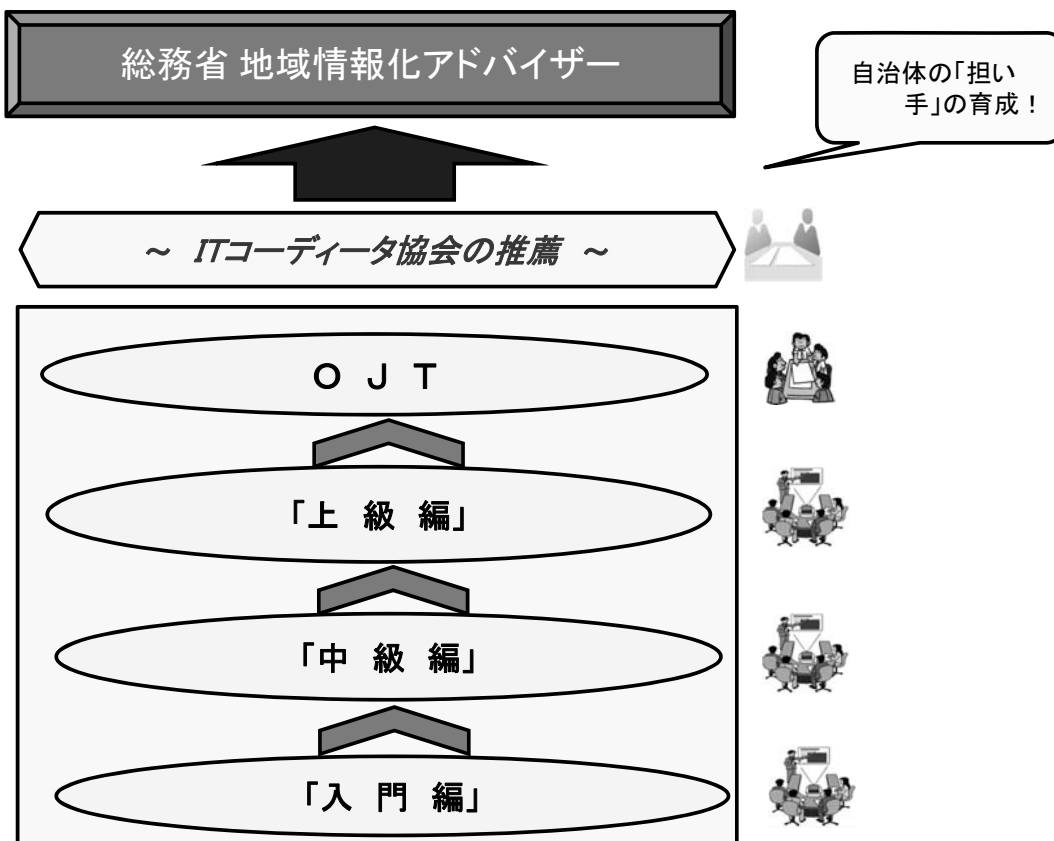
活用モデル 評価軸	① バックオフィス連携	② 公的個人認証サービスの民間拡大	③ マイ・ポータルからの自己情報の提供	④ 民間事業者からの通知	⑤ WEBサイト間連携
活用する 公的インフラ	・情報提供ネットワークシステム ・マイ・ポータル	・公的個人認証サービス	・情報提供ネットワークシステム ・マイ・ポータル	・マイ・ポータル	・マイ・ポータル
主たる 制度的課題	マイナンバー法・住基法の改正	公的個人認証法の改正案が成立すれば特段無し	対象とする自己情報の範囲（既存の証明書との関係整理）	費用負担、責任分界等の整理	民間事業者の認定基準
主たる 技術的課題	同意を設定するための機能をマイ・ポータルに整備	特段無し	官職の電子署名を付するための機能を情報提供ネットワークシステム等に整備	民間事業者からの通知を行うための機能をマイ・ポータルに整備	想定される脅威に対するセキュリティ対策の検討
<b>今後の 取組方針</b>	制度的課題・技術的課題について解決するための検討を進めるとともに、国民的な合意形成を図る	制度的・技術的課題はクリアしているため、普及・拡大に向けた施策を検討・実施する	対象とする自己情報についての検討と並行して、インフラ整備は進め、マイ・ポータルのサービス開始時に実現する	海外の先行事例（De-Mail等）等を参考に検討を進め、マイ・ポータルのサービス開始時に実現する	大きな制度的・技術課題はないため、マイ・ポータルのサービス開始時に実現する

電子行政タスクフォース公開資料より

## おわりに

ITコーディネータ協会は、この千載一遇のチャンスに、総務省と連携して、共通番号制度導入のサポーターとなりうるITコーディネータの人材育成へ取り組みたい！





ITコーディネータはIT経営を実現する  
プロフェッショナルです